

## (1) 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士養成課程の入学に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験（見込）証明書及び申告書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「コード」を記入してください。

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
<b>高齢者分野</b>			
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員 1011
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012
	介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員 1021	
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等) 1041	
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員 1051	
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員、生活指導員 1061	
	軽費老人ホーム 〔軽費老人ホーム(A型、B型) ケアハウス〕	生活相談員、生活指導員 1071	
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談援助業務を行っている専任の職員 1081	
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員 1091	
	老人デイサービスセンター	生活相談員、生活指導員 1101	
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員 1111	
<b>障害者分野</b>			
障害者自立支援法	障害者支援施設	生活支援員(※1) 1121	
		就労支援員 1122	
		サービス管理責任者 1123	
	地域活動支援センター	指導員(※1) 1131	
	福祉ホーム	管理人 1141	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	生活支援員、生活指導員(※1) 1151
			身体障害者療護施設 生活支援員、生活指導員(※1) 1161
			身体障害者授産施設 (入所・通所・小規模通所) 生活支援員、生活指導員(※1) 1171
			身体障害者福祉工場 相談援助業務を行っている指導員 1181
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 1191
			精神障害者社会復帰指導員 1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士 1201
			精神障害者社会復帰指導員 1202
精神障害者福祉工場		精神保健福祉士 1211	
		精神障害者社会復帰指導員 1212	
精神障害者福祉ホーム	管理人 1221		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
障害者自立支援法	知的障害者 知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員、生活指導員(※1)	1231	
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員、生活指導員(※1)	1241
		知的障害者通所寮	生活支援員、生活指導員(※1)	1251
	障害福祉サービス 療養介護を行う施設	生活支援員(※1)	1261	
		サービス管理責任者	1262	
		生活介護を行う施設	生活支援員(※1)	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(※1)	1281
			サービス管理責任者	1282
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(※1)	1291	
		就労支援員	1292	
		サービス管理責任者	1293	
	就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	生活支援員(※1)	1301	
		サービス管理責任者	1302	
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1311		
注意事項 (※1)「生活支援員(生活指導員)・指導員」のうち「介護等の業務を行う生活支援員(生活指導員)・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません(介護福祉士国家試験のみ受験できます)。				
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1341		
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1342		
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1343		
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
<b>児童分野</b>				
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361	
		受付相談員	1362	
		相談員	1363	
		電話相談員	1364	
		児童心理司、心理判定員	1365	
		児童指導員	1366	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	母子生活支援施設	母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
	児童養護施設	児童指導員(※2)	1381
		保育士(※3)	1382
	知的障害児施設 [知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)]	児童指導員(※2)	1391
		保育士(※3)	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員(※2)	1401
		保育士(※3)	1402
	盲ろうあ児施設 [盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設]	児童指導員(※2)	1411
		保育士(※3)	1412
	肢体不自由児施設 [肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設]	児童指導員(※2)	1421
		保育士(※3)	1422
	情緒障害児短期治療施設	児童指導員(※2)	1431
		保育士(※3)	1432
	重症心身障害児施設	児童指導員(※2)	1441
		保育士(※3)	1442
心理指導員(心理指導を担当する職員)		1443	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
	児童生活支援員	1452	
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461	
注意事項 (※2)「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません(介護福祉士国家試験のみ受験できます)。 (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません(介護福祉士国家試験のみ受験できます)。			
<b>その他</b>			
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1471
		身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1472
		知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		専任の家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		専任の婦人相談員	1485
		専任の母子自立支援員、専任の母子相談員	1486

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
保生 護活 法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
地域 保健 法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1513
医療 法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
売 春 防 止 法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員(心理・職能判定員)	1532
		専任の婦人相談員	1533
	婦人保護施設	生活指導員(入所者を指導する職員)	1541
寡母 婦子 福及 祉び 法	母子福祉センター	母子相談員(母子の相談を行う職員)	1551

## (2) 指定施設に準ずる施設における相談援助の業務の範囲

項(1)以外の次の施設・事業において福祉に関する相談援助業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。(社庶29号別添1-2)

実務経験(見込)申告書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「コード」を記入してください。

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
<b>高齢者分野</b>			
介 護 保 險 法	指定通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2011
	基準該当通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2021
	指定介護予防通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2031
	基準該当介護予防通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2041
	介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。 老人デイサービスセンターを除く。		
	指定短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2051
	基準該当短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2061
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2071
基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2081	
介護保険の適用外の老人福祉法による老人短期入所事業を含む。 老人短期入所施設を除く。			

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員	2091
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員	2101
	指定短期入所療養介護を行う施設	支援相談員	2111
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員	2121
	介護老人保健施設において実施されているものに限る。		
	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2131
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	2141
	介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。 老人デイサービスセンターを除く。		
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2161
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2181
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2221	
	計画作成担当者	2222	
指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2231	
	計画作成担当者	2232	
指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2241	
	計画作成担当者	2242	
その他	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕	生活援助員	2261
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員	2281
<b>障害者分野</b>			
障害者自立支援法	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている専任の職員(相談員)	2291
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員	2301
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2302
	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2311
	点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員	2321
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2331	

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2351
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2391
		経過的デイサービス事業を行っている施設(平成19年3月まで)	相談援助業務を行っている専任の職員	2401
		経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(平成19年3月まで)	相談援助業務を行っている専任の職員	2411
		精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2421
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2431
		障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2441
	その他	指定医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの〕	児童指導員(21ページ※2)	2451
		発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2471	
		障害者職業カウンセラー	2481	
地域障害者職業センター		職場適応援助者	2482	
		第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行っている者	2491	
第1号職場適合援助者助成金受給資格認定法人		主任就業支援担当者	2501	
		障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	2502
			生活支援担当職員	2503
<b>児童分野</b>				
福祉児童法	乳児院	児童指導員(21ページ※2)	2511	
		保育士(21ページ※3)	2512	
その他	心身障害児総合通園センター	相談援助事業を行っている専任の職員	2521	
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2531	
	短期入所生活援助(ショートステイ)事業 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 〔児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2541	
	地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2551	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2561	

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他	早期家庭復帰支援を行う乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	家庭支援専門相談員	2571
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員(21ページ※2)	2581
		保育士(21ページ※3)	2582
<b>その他</b>			
授産施設		生活指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
宿所提供施設		生活指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
隣保館		相談援助業務を行っている専任の指導職員	2611
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) (都道府県社会福祉協議会において実施する事業)		専門員	2621
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会		福祉活動専門員	2631
		相談援助業務を行っている専任の職員 〔主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、 児童、その他要援護者に対するものに限る。〕	2632
地方更生保護委員会		保護観察官	2641
保護観察所		保護観察官	2651
更生保護施設		補導主任	2661
		補導員	2662
労災特別介護施設(財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する施設)		相談援助業務を行っている主任指導員	2671
地域福祉センター		相談援助業務を行っている専任の職員	2681
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		相談援助業務を行っている専任の相談員	2691
ホームレス自立支援センター		生活相談指導員	2701
厚生労働大臣が個別に認めた施設		相談援助業務を行っている専任の相談員	2999

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設		生活支援員、生活指導員	3011
身体障害者福祉ホーム		管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター		精神保健福祉士	3031
		精神障害者社会復帰指導員	3032
知的障害者デイサービスセンター		指導員、生活指導員	3041
		相談援助業務を行っている専任の職員	3042
知的障害者福祉ホーム		管理人	3051
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		相談援助業務を行っている専任の職員	3061

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3071
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 〔高齢者世話付住宅において実施する事業〕	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 〔中央児童相談所において実施する事業〕	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 〔日本赤十字社が設置するもの〕	相談援助業務を行っている専任の指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 〔保育所、乳児院において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の相談員	3141
すこやかテレホン事業 〔青少年相談センターにおいて実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 〔都道府県・指定都市等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の相談員	3161

#### 実務経験(見込)申告書・実務経験証明書<個票>作成上の留意事項

- 施設・機関名および職種は、実務経験コード(P19～P26)に記載されたとおりに、職種及び施設・職種コードを記入して下さい。  
勤務先等での任意の職種は該当いたしません。実務経験コードに記載された施設・事業種類と職種が異なる場合、実務経験として認められませんのでご注意ください。(例：○介護支援専門員 ×ケアマネージャー)
  - 実務経験(見込)申告書は、ご自身でご記入いただくものです。実務経験(見込)証明書<個票>と記載内容が一致することが必要です。
  - 書類作成時の日付は、必ずご記入ください。
  - 証明書作成時に実務経験期間が、入学資格及び実習免除申請に必要な期間を満たしておらず、平成22年3月31日時点で必要な期間が満たされる見込みがある場合、証明書には、実務経験を満たす見込みの日までを記入して下さい。  
実務経験を見込みで出願の方は、入学後改めて実務経験証明書をご提出していただきます。
- ※詳細は、厚生労働省通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」をご参照下さい。